

岡崎市社会福祉協議会  
地域福祉活動備品貸出事業実施要領

(総則)

第1条 この要領は、社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が実施する「地域福祉活動備品（以下、「備品」という。）貸出事業」を円滑に運営するために定めるものとする。

(目的)

第2条 岡崎市内で地域福祉活動に携わるグループや団体の支援、また、地域福祉活動の活性化を図ることを目的とする。

(貸出の範囲)

第3条 備品を貸し出す対象団体の用途と品目については（別表1）の通りとする。

2 その他、社協会長が適当と認めたものとする。

(利用申込み)

第4条 備品の貸出を希望するグループや団体は、備品貸出申込書（様式第1号）を社協に提出しなければならない。

2 貸出申込書の受付は、利用予定日の3か月前から受け付ける。

(貸出料等)

第5条 備品の貸出料は、無料とする。

ただし、貸出期間中に破損もしくは紛失等した場合は、実費弁償を求めることができる。

(貸出期間)

第6条 備品の貸出期間は、原則として貸出日の翌日から起算して2週間以内とする。

(貸出)

第7条 備品の貸出は、原則平日の営業時間内とする。

(返却)

第8条 貸出期間が終了、または必要がなくなった場合は、清掃・点検を行い、速やかに返却するものとする。

2 返却の受付は、原則平日の営業時間内とする。

3 返却予定日が、土曜日・日曜日・祝日に重なってしまう場合においては、翌営業日に返却することも可とする。

(利用の回数)

第9条 同一団体による備品の貸出は、原則として、月に1回、1回につき3個程度までとする。

(貸出中の事故等について)

第10条 備品貸出中の事故については、使用者で一切の責任を持ち、これを処理しなければならない。

(遵守事項)

第11条 利用者は、備品の貸出にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 申請目的以外に使用しないこと

(2) 営利目的のために使用しないこと

ただし、介護保険制度における新しい総合事業の一環として実施するサロン活動等は  
この限りではない。

(3) 第3者への転貸、譲渡をしないこと

(4) 貸出申請後、キャンセルする場合は、必ず連絡すること

(5) 備品等貸出期間中は、責任を持って管理をすること

(6) 事故、破損、紛失が生じた場合には、速やかに社協に申し出ること

(その他)

第12条

(1) この要領に違反した場合、貸出を停止、または、禁止する場合がある。

(2) この要領に記載のない事項については、社協会長が決定するものとする。

附 則

この要領は、平成28年6月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。